

教えて！

消費生活相談所

新生活のトラブルには
気を付けて！

春は進学・就職・転勤など新しい生活が始まる季節です。
新しい環境での生活で、消費者トラブルに巻き込まれる
可能性も増えてきます。今回は、この時期によく発生する
消費者トラブルとそれを防止するポイントを紹介します。

●春によく発生する消費者トラブル

①職場内に潜むマルチ商法トラブル

新人社員のAさんは、職場の先輩から「簡単にもうかる話がある。化粧品セットを購入し、知人にも勧めて契約してもらおうと、紹介料が入る」と誘われ、20万円の化粧品セットを契約した。しかし、知人などを勧誘しても誰も契約してくれないので、解約したい。



②新生活を狙った訪問販売トラブル

1週間前に引っ越してきたばかりのBさんのもとに、突然「電気料金が格段に安くなるプランをご存知ですか？」と電話があり、見積もりは無料というので訪問を承諾した。後日、訪れた業者から、50万円の電気温水器を勧められ、説明されるままに契約をしてしまった。しかし、同様の商品が家電量販店で30万円で販売されていることが分かったので、解約したい。

消費生活相談所からトラブル防止のポイント

①マルチ商法トラブルに遭わないためには…

マルチ商法は、商品やサービスを契約し、次は自分がその勧誘者となって紹介料などの報酬を得るものです。職場の先輩から誘われたからといって簡単に契約をするのではなく、はっきりと断る勇気を持ちましょう。また、知人などを勧誘すれば、その人との関係性も壊れる可能性があります。本当に自分に必要なものなのか考えて契約をすることが大切です。

②訪問販売トラブルに遭わないためには…

訪問による勧誘では、よく考える余裕もなく、検討の機会もないままに契約を結んでしまうパターンが多いです。強引な勧誘や長時間に及ぶ勧誘、嘘の説明、説明不足など非常に悪質なケースもみられます。その場ですぐに契約せず、不安や不信な点があれば家族や身近な人に相談しましょう。自分に不要な契約であればきっぱり「結構です」と断りましょう。



☎ 消費者ホットライン ☎188 [土・日曜日受付]

南三陸町消費生活相談所 ☎29-6215 [火・木曜日 午前9時～午後3時]

★みなとし★

～南三陸のたからもの～



サクラソウ

サクラソウは、日本など東アジア原産の植物で、花びらの先に切れ込みが入っているところが桜の花に似ていることから名付けられました。江戸時代には多くの品種が作り出され、現代の園芸品種の一つ、「プリムラ」もサクラソウの仲間です。

山の麓や林の中、川辺などの湿った場所に生息し、4～5月に2～3cm程の大きさのピンク色や赤紫色の花を咲かせます。葉の縁はぎざぎざしており、根っこ近くから数枚が斜めに生えます。

多くの園芸品種が存在する植物ですが、野生のものは乱獲や環境破壊などで数を減らし、絶滅危惧種に指定されています。南三陸町でも激減した植物で、写真のサクラソウは田束山の山中で撮影されました。

ご存知ですか？
文化財保護のこと

土地に埋もれている昔の建物跡やそれに伴う土器・石器などは町の大切な文化財です。一旦壊してしまえば二度と元に戻すことができません。これから住居の新築や土地の造成・改良などをお考えの場合は、必ず教育委員会にご連絡ください。

☎ 教育委員会事務局 生涯学習係 ☎46-2604

検 察 審 査 会 と は ？

検察審査会制度は、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、検察官が被疑者を起訴しなかったことがよかったのかどうかを審査する制度です。

事件などを起こした人が「不起訴処分」となったことに納得がいかない場合は、犯罪の被害にあった人や犯罪を告訴・告発した人などがその処分の当否について、検察審査会に審査を求めることができます。審査の申し立てに費用はかかりません。

検察審査員は、毎年、市区町村選挙管理委員会の選挙人名簿に登録されている人の中からくじで選ばれる「検察審査員候補者」の中から選ばれます。検察審査員候補者や検察審査員・補充員に選ばれた人には、検察審査会事務局から通知が届きます。

なお、令和3年5月の少年法改正により、令和4年4月1日から、18歳以上の人が検察審査員の資格を有することになりました。

詳しくは、検察審査会のホームページ（<http://www.courts.go.jp/kensin/>）をご覧ください。下記までお問い合わせください。

☎ 仙台検察審査会事務局 ☎022-222-4750

国 民 年 金 だ よ り

令和7年度の国民年金保険料について

令和7年度の国民年金保険料は、月額17,510円です。

4月上旬に日本年金機構から送付される納付書で納付期限までに金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納付してください。

保険料の納付書は、月ごとの納付書の他に、6カ月分と、1年分の前納の納付書が同封されています。

6カ月前納の場合は850円、1年前納の場合は3,730円割引となり、大変お得です（口座振替による前納の場合は6カ月前納で1,190円、1年前納で4,400円の割引です）。

●国民年金には免除制度があります

国民年金は、所得が少ないときや失業などにより保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請時点の2年1カ月前の月分まで申請することができます。

なお、申請書は、年金事務所、役場窓口、日本年金機構のホームページで入手することができます。

●学生納付特例申請について

令和6年度に学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている人で、令和7年度も引き続き在学予定の人へ、日本年金機構から3月下旬（6年度分の承認が2月以降だった場合は4月以降）にハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学する場合は、

このハガキに必要な事項を記入し、投かんするだけで申請ができます。

（※注意）免除・納付猶予制度は保険料の「軽減」ではありません。納付が困難なために、免除や納付猶予が承認されることで一定の保証（納付期限の延長や一部年金の受給資格期間や納付要件としてみなす期間に参入するなど）を得るためのものです。追納しなかった場合は、将来受け取る年金額が減額となりますのでご注意ください。

●届け出の窓口

町民税務課、歌津総合支所、年金事務所のいずれか

☎ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115 町民税務課 戸籍住民係 ☎46-1373